

令和7年4月1日

(株)こたつ生活介護 処遇改善加算の支給方法

1. 基本給による支給

【支給方法】 ※介護に従事する職員の他、全職員に対して手当支給

〈介護に従事する正社員及び短時間正社員〉	月額+7,500円
〈介護に従事しない正社員及び短時間正社員〉	月額+2,500円
〈介護に従事するパート社員〉	時給 +85円
〈介護に従事しないパート社員〉	時給 +50円

※毎年の処遇改善加算計画策定時においての予定金額に伴って改訂されます。

2. 手当による支給

【支給方法】 ※介護に従事する職員の他、全職員に対して手当支給

〈正社員及び短時間正社員〉	
役職手当（管理者）	月額 35,000円
役職手当（生活相談員）	月額 15,000円
職務手当（部長）	月額 20,000円
職務手当（次長）	月額 15,000円
職務手当（課長）	月額 10,000円
職務手当（係長）	月額 5,000円
介護福祉士	月額 10,000円
社会福祉士	月額 10,000円
介護支援専門員	月額 10,000円
主任介護支援専門員	月額 15,000円
宅地建物取引士	月額 10,000円
高齢者住まいアドバイザー	月額 5,000円
扶養手当	月額 5,000円
運転手当	月額 10,000円
メンター手当	月額 2,500円

〈パート職員〉

介護福祉士	時給	+50円
初任者研修及び実務者研修	時給	+20円
運転手当	時給	+20円
高齢者住まいアドバイザー	時給	+20円
メンター手当	時給	+20円

〈正社員・短時間正社員及びパート職員共通〉

食事手当 1食につき750円

※事業所で提供される食事を喫食した場合に手当が支給されます。

※但し、食事控除として1食につき同額の750円が控除されます。

3. 賞与による支給

【支給方法】 ※介護に従事する職員の他、全職員に対して支給

〈正社員・短時間正社員及びパート職員共通〉

経験・技能がある職員	毎年6月と12月に、それぞれ	10万円
他の介護職員	毎年6月と12月に、それぞれ	2万円
その他の職員	毎年6月と12月に、それぞれ	1万円

〈経験・技能のある職員の考え方〉 ※①～③を満たす職員

- ① 介護福祉士など、業務に必要な資格を取得
- ② 正社員（短時間正社員も含む）
- ③ 当法人に勤続年数10年以上 *他法人での勤続年数を当法人での年数と認める場合あり

4. 東京都による居住支援特別手当として支給

【支給方法】 ※介護に従事する職員及び介護支援専門員に対して支給

〈勤続年数が5年までの職員〉 居住支援特別手当 月額 20,000円

〈勤続年数が5年以上の職員〉 居住支援特別手当 月額 10,000円

*介護支援専門員については、居住支援特別手当 月額 10,000円

※東京都の補助が継続される限り、手当支給も継続されます。但し、東京都介護職員就業促進事業対象者として採用された場合、事業対象雇用期間は補助の対象外となるため手当支給はありません。

以上